

納本制度審議会答申 「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」について

平成 22 年 6 月 7 日、納本制度審議会 濱野保樹 会長代理から国立国会図書館長 長尾真に対して、標記の答申が手交された。

これは、館長の諮問「国立国会図書館法第 25 条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」（平成 21 年 10 月 13 日）に対する答申である。

答申の趣旨

インターネット等で提供される民間の電子書籍、電子雑誌等（以下、オンライン資料）を個別の契約によらないで収集する制度を設ける。

1 オンライン資料を収集する主な理由は次のとおり。

(1) オンライン資料は、現行の納本制度では収集できない。

(2) オンライン資料の収集ができないと、出版物の収集を通じた「文化財の蓄積及びその利用」（国立国会図書館法第 25 条）の目的が達せられないおそれがある。

2 収集対象となるオンライン資料

収集対象となるオンライン資料は、同内容の紙媒体のものであっても収集し、また、有償・無償を問わない。なお、内容による選別は行わない。

3 収集方法

主として、オンライン資料を「発行」した者からの国立国会図書館への送信によって収集することを想定。オンライン資料を「発行」した者は、送信等に関する義務を負う。

4 利用に当たっての想定

基本的に図書館資料と同等の利用提供を行うことを想定。

5 経済的補償

オンライン資料の収集では、送信のための手続に要する費用を「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考える。

6 罰則規定

現段階では、過料も含め罰則規定は設けないことが妥当である。

7 著作権等の制限

オンライン資料の収集を契約によらないで行うため、著作権法等の制限が必要である。

オンライン資料の制度的収集

1 「電子書籍、電子雑誌」などを国立国会図書館が複製して保存し、利用に供する

- * オンライン資料:「図書」「雑誌」などに相当する、完結した形でネットワーク上で「発行」される資料
- * 「発行」した者は国立国会図書館に送信

2 納本制度(国立国会図書館法第24条～25条の2)とは別に、同法に規定

- * 納本制度に必須の網羅性は実現不可能
- * 著作権(複製権等)の制限も
- * 政府系ウェブの収集は同法第25条の3に規定(2009年7月)

オンライン資料の制度的収集の概略

	答申の概要	参考：国等のウェブサイトの収集 (国立国会図書館法第25条の3)
収集の目的	「文化財の蓄積・利用」(民間出版物納本と同じ)	「公用」(官庁出版物納本と同じ)
発信者	私人：右に掲げる公的機関でない者(民間)	公的機関：国、自治体、国公立大学など
収集対象	電子書籍、電子雑誌等、インターネット等で提供される図書、逐次刊行物に相当するもの (ウェブサイト、放送番組、動画配信、音楽配信は含まない)	ウェブサイト
収集方法	主に送信	主に自動収集
フォーマット	将来の利用も見越した長期保存対応が必要	ウェブサイトに公表された状態で複製
著作権制限	複製権の制限が必要	著作権法第42条の3(平21年追加)による複製権の制限
損失補償	納入に通常要する費用として、送信に係る手続費用を考慮	なし
義務履行確保	過料を含め罰則規定は設けないことが妥当	なし
利用提供 (想定)	館内提供(閲覧・プリントアウト)	館内提供(閲覧・プリントアウト)

オンライン資料の制度的収集のイメージ

民間の出版社、出版者等

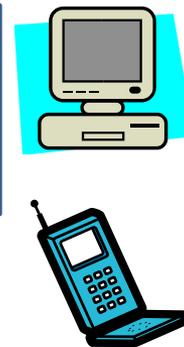
オンライン資料
＝インターネット等で
提供される電子書籍、
電子雑誌等

こういう条件で

- 図書、逐次刊行物相当のもの
- 紙媒体のものがあっても収集
- 有償・無償は問わない
- 内容による選別は行わない

【例えば】

電子書籍、電子雑誌、
電子コミック、
ケータイ小説 等



送信

または

自動収集



含まれないもの

音楽・動画配信、ブログ、
ツイッター、ウェブサイト 等

国立国会図書館

データを
蓄積

利用

館内
(閲覧・プリントアウト)

収集の際の検討事項

- 送信に要する費用の補償
- 収集するファイルのフォーマット
- 著作権保護手段解除の問題 等